

広島県告示第百二十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県竹原市下野町宿根地内	
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宿根A（一）二六一―一	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―一	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―二	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―二	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―三	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―三	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―四	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―四	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―五	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―五	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―六	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―六	急傾斜地の崩壊
宿根A（一）二六一―七	急傾斜地の崩壊	宿根A（一）二六一―七	急傾斜地の崩壊
宿根四三七（九四五二）	急傾斜地の崩壊	宿根四三七（九四五二）	急傾斜地の崩壊
区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

西の川（二 三六 a）	土石流	次の図のとおり	西の川（二 三六 a）	土石流	次の図のとおり
西の川（二 三六 b）	土石流	次の図のとおり	西の川（二 三六 b）	土石流	次の図のとおり
宿根上南谷 （七〇五七）	土石流	次の図のとおり	宿根上南谷 （七〇五七）	土石流	次の図のとおり
宿根中東谷 （七〇五二）	土石流	次の図のとおり	/	/	/
宿根下東谷 （七〇五八）	土石流	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。